

日…日時 円…参加費
 場…場所 講…講師
 内…内容 備…ほかの情報
 対…対象者 FAX…ファクス番号
 定…定員 問…問い合わせ先
 持…持参品 問…問い合わせ先
 募…募集期限・期間
 申…申込方法・申込先

お知らせ

防犯灯設置事業費補助金

市では、夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、自治会などで防犯灯を設置する場合、経費の一部を補助します（管球のみの取り替えは対象外）。

補助金額

市内全体での申請総額（1基あたり1万5千円×総基数で計算）により、補助金額が変わります。

①申請数の総額が予算額を超える場合

A 予算額を申請された総基数で案分して1基あたりの補助単価（1000円未満切り捨て）を決定し、その単価に申請基数を乗じた額

B 設置に要した費用の3分の2

②申請数の総額が予算額内の場合

A 1基あたり1万5千円×設置基数

B 設置に要した費用の3分の2

※①②ともに、AまたはBのいずれか少ない額を補助します（千円未満切り捨て）

※申請額より補助金額が減額となる場合がありますので、ご了承ください
 予算額 600万円
 補助対象及び補助上限額（1基あたり）
 LED防犯灯 1万5千円

申請上限基数

1自治会などにつき年間5基まで
 募5月1日（火）～5月31日（木）
 ※土・日曜日、祝日を除く
 申本庁総務調整課、各窓口センター
 提出書類

補助金等交付申請書、工事費見積書、位置図、事業計画書、収支予算書、団体の金融口座の写し

※補助金等交付申請書は、本庁総務調整課及び各窓口センターに備え付けています。また、市ホームページからもダウンロードできます
 問総務調整課 28・6002

デマンドタクシーの利用案内

電話予約型の乗り合いタクシーを、川之江・三島・土居・三島嶺南の各エリアで区域運行していますので、ご利用ください。

なお、ご利用にあたっては事前登録が必要ですので、各窓口センターや公民館などに備え付けてある利用登録票に必要事項を記入し、提出してください。

問観光交通課 交通政策室

28・6187

老朽危険空家除却の補助を行います

市では、公共の福祉と地域の住環境の向上を目的として、老朽化によって倒壊の恐れがある危険な空家を除却する場合に、予算の範囲内で補助を行います。なお、一部に対象とならない地域があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

補助金額

補助対象工事費に5分の4を乗じた金額（最高80万円）

※補助対象工事は、一定の資格を有する業者が請け負う工事に限られ、取り壊し後の整地工事費、地下埋設物の除却、家財道具の処分などに要する費用は含まれません

対象となる空家の所有者など
 対象となる空家

個人が所有している住宅または併用住宅（床面積の2分の1以上が住宅部分であること）のうち、次の3つの条件を満たすものから、公共の福祉と地域の住環境の向上の視点により選定します。

- 居住、その他使用されていないことが常態化しているもの
- 腐朽、破損などが一定の基準を満たすもの
- 倒壊した場合に、道路との境界を越え災害時の避難行動などに支障をきたす恐れがあるもの、または隣地と

の境界を越え隣地に悪影響を及ぼす恐れがあるもの

募4月2日（月）～5月1日（火）
 申問 建築住宅課 空家等対策室
 28・6184

四国中央・新居浜・西条 合同企業説明会「就活地方祭」

地元での就職を希望する大学などの卒業予定者や、本市へのU・I・Jターンを検討する一般求職者に向けた説明会を開催します。

日4月29日（日・祝）13時～17時
 場ひめぎんホール（松山市道後町）
 対平成31年3月に大学などを卒業予定の方やその保護者、一般求職者
 参加予定企業

本市、新居浜市、西条市に本社や事業所を置く約75社
 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください
 問産業支援課 28・6186

自衛隊就職説明会



日4月11日（水）18時～19時
 場福祉会館3階 会議室1
 内仕事内容や勤務体系、福利厚生など
 ※詳しくは、お問い合わせください
 問自衛隊新居浜出張所
 0897・32・5396



後期高齢者医療保険料が 変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年ごとに保険料を見直しています。

医療給付費は、高齢化が進んでいることや医療の高度化などにより、年々増加しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方の保険料負担をできる限り増やさないよう、財政安定化基金(国・県・広域連合が3分の1ずつ積み立て)を活用することとしました。平成30・31年度の保険料を改定しました。

保険料の計算方法

一人あたりの保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

	平成30・31年度	平成28・29年度
均等割額	46,374円	46,308円
所得割額	8.78%	9.16%
限度額	620,000円	570,000円

保険料の負担を軽減します

○所得の低い方

世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。なお、2割軽減と5割軽減の対象が拡大されました。

○被用者保険の被扶養者だった方

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方(国民健康保険、国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

社会全体で制度を支えています

高齢者が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度は、自己負担分を除き、国・県・市町の負担金(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)、被保険者から納めていた、保険料(約1割)を財源として運営しています。

問 愛媛県後期高齢者医療広域連合

089・911・7734

国保医療課 後期高齢者医療係
28・6017

国民健康保険被保険者の 資格喪失の手続きをしましょう

社会保険など他の健康保険に加入しても、自動的に国民健康保険の脱退とはなりません。必ず資格喪失の手続きを行ってください。

手続きが遅れると、納付済みの保険料の還付が受けられなくなる場合があります。

持 国民健康保険被保険者証、勤務先の健康保険被保険者証、印鑑(認め印)、届出人の本人確認ができるもの(運転免許証など)、世帯主及び被保険者の個人番号がわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)

※同一世帯の方以外が手続きをする場合は、委任状が必要です
申各窓口センター
問 国保医療課 国民健康保険係
28・6020

学生用被保険者証の 交付手続きを忘れずに!

国民健康保険にご加入の方で、就学のために市外に住所を定める方には、転出手続きを済ませた後、申請により「学生用被保険者証」を交付します。

持 4月1日以降の在学証明書、国民健康保険被保険者証、個人番号がわかるもの(通知カード、個人番号カードなど)、印鑑(認め印)
申各窓口センター

※すでに学生用被保険者証をお持ちの方で、引き続き学生である場合は、在学証明書(学生証不可)を提出してください
※卒業などで学生の資格が無くなる方

は、被保険者証が無効となりますので、資格喪失の届け出が必要です
問 国保医療課 国民健康保険係
28・6020

花の種銀行「フラワーバンク」

花の種(元金)の貸し出しを行い、その種で花を育てて楽しんでいただいた後、種を収穫し、貸し出し相当分の善意の種(利息)を加えて返却していただく制度です。返却していただいた種は、翌年度の銀行の元金として活用します。

口座開設の資格と条件

- 市内に在住・勤務・在学している方、グループ及び事業所
- 花を育てる場所を市内で確保できる方
- 花が好きなお方
- 花を種から育て、管理したい方

貸し出す花の種類

アサガオ、ヒマワリ、コスモス、サルビア、ヘチマ、ケイトウ、ホウセンカ、ジニア、センニチコウ、ニガウリ
募 4月16日(月) 5
申 問 都市計画課 28・6231
(消防防災センター5階)



国民年金保険料の前納制度

平成30年度の国民年金保険料は、月額1万6340円です。お支払いは、お得な前納制度をお勧めします。

国民年金保険料は一定期間分を前払い（前納）すると、保険料が割引されます。現金で納付する場合、1年前納や6か月前納の納付書は、4月上旬に日本年金機構から送られてきますので、金融機関などでお支払いください。なお、2年前納のみ、申し込みをしてから納付書が送付されます。

また、口座振替やクレジットカード納付での前納を希望する場合は、事前に申し込みが必要です。

現金で納付する場合の前納額と割引額

○2年前納

前納額：37万8580円
割引額：1万4420円

○1年前納

前納額：19万2600円
割引額：3480円

○6か月前納

前納額：9万7240円
割引額：800円

※納付方法や納付期間によって割引額は異なります。詳しくはお問い合わせください

申問新居浜年金事務所

0897・35・1300
市民窓口センター 28・6018

土地・家屋の価格の帳簿が縦覧できます

日4月2日（月）～5月31日（木）

8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除く

場本庁務課、川之江・土居・新宮窓口センター

※平成30年度は3年ごとの評価替えの年で、土地・家屋の価格が見直されています

※平成30年度の固定資産税納税通知書は、5月中旬ごろ発送予定です。第一期納期限は5月31日（木）です

問 税務課 固定資産税係
28・6205

自動車税の納付が簡単、便利に！ クレジットカード納付開始！

平成30年度の自動車税定時課税分から、これまでの金融機関やコンビニエンスストアなどの納付のほか、インターネット（Yahoo! 公金支払い）を利用したクレジットカード納付ができます。

ご利用にあたっての注意事項など

○現在、口座振替で納付している方は、平成30年度は利用できません。

○納付期限内であれば、インターネット上で24時間手続きができます。

○カードポイントについては、各カード会社の規約に基づくため、カード

会社へお問い合わせください。
○税額に関係なく、1件（1台）につき324円（税込）の決済手数料がかかります。

○領収書は発行されません。

○自動車税納税証明書は送付されません。

○車検が近いなど、お急ぎの方はクレジットカードによる納付は行わず、金融機関やコンビニエンスストアで納付し、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください

問 県東予地方局

0897・56・1300

※自動車税に関することは課税課、納付及び納税証明書に関することは税務管理課へお問い合わせください

救急車の正しい利用にご協力ください！

本市における平成29年の救急出動件数は3635件となり、平成28年より100件の増加となりました。一日あたりの救急出動件数も約10・0件（平成28年約9・7件）と増加しています。軽症者の割合は40・5%（平成28年41・2%）とわずかに減少しています。が、軽症者の搬送割合が依然として4割を超えています。

軽症者や緊急性のない傷病者が救急車を利用することで、近くの救急車が出動できず、一刻を争う傷病者への対応が遅れることとなります。救急車を必要とする人がすぐに利用でき、一人でも多くの命が助かるよう、救急車の正しい利用にご協力をお願いします。

なお、緊急に医療機関などに搬送し、診察や処置をしなければならない場合は、迷わず、すぐに救急車を要請してください。

救急車を呼ぶべきかどうか迷った場合は、次のサービスをご利用ください。
○当番病院の音声案内（テレガイド）
23・5990

○病院案内（消防本部）
28・9119

問 安全・危機管理課
28・6933

ファミリーサポートセンターが4月から移転します

四国中央市ファミリーサポートセンターが、福祉会館1階から川之江文化センター1階（金生町下分791・2（社会福祉協議会川之江支所内））に移転します。

ファミリーサポートセンターは、地域で育児の「援助を受けた人」と「援助をしたい人」がそれぞれ会員となり、保育園のお迎えなど、育児についてお互いに助け合う会員組織です。

問 四国中央市ファミリーサポートセンター 28・6150

救急車を呼ぶ前に考えよう



狂犬病予防集合注射

狂犬病予防注射（集合注射）及び畜犬登録を、下記のとおり実施します。
 狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬は、生涯に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。事前の申し込みは必要ありませんので、下記の会場に直接お越しください。なお、当日都合が悪い場合は、5月の集合注射（川之江・新宮地域は4月のみ）か、お近くの動物病院で受けるようにしてください。
 ※会場や日程が昨年から大きく変更になった地域があります
 ※案内はがきが届いた方は、注射の際に必ずはがきを持参してください

予防注射料 3千円

新規登録料 3千円

※できるだけ釣り銭がいらぬよう、ご協力をお願いします

市民の皆さまへお願い

○登録していた犬が死亡した時は、生

活環境課までご連絡ください。

○犬の放し飼いは絶対にやめましょう。

○散歩時の犬のフンは、必ず持ち帰り

ましょう。

○飼っている犬猫が迷子になったら、市役所または警察署にご連絡ください。保護されている場合があります。

問 生活環境課 28・6145

4/25 (水)	
原久保市場集会所	10:15 ~ 10:25
天満公民館	10:35 ~ 10:45
西之町集会所	10:55 ~ 11:05
蕪崎公民館	11:15 ~ 11:25
4/26 (木)	
中村集会所	9:10 ~ 9:20
恵泉荘	9:30 ~ 9:40
根々見集会所	9:50 ~ 10:00
小林集会所	10:10 ~ 10:30
小富士公民館	10:40 ~ 10:50
梅ヶ町集会所	11:00 ~ 11:10
藤原集会所	11:20 ~ 11:30
4/27 (金)	
旧長津公民館跡地	9:10 ~ 9:20
西大道集会所	9:30 ~ 9:40
樋の口消防詰所	9:50 ~ 10:00
八日市集会所	10:10 ~ 10:20
長津公民館	10:30 ~ 10:40
グリーンハイツ入口	10:50 ~ 11:00
下野田集会所	11:10 ~ 11:20
森首鳥居前	11:30 ~ 11:40
新宮地域	
4/15 (日)	
市仲集会所下	9:00 ~ 9:05
古野橋	9:15 ~ 9:20
小六バス停	9:35 ~ 9:45
大谷口バス停	9:55 ~ 10:05
秋田・程野集会所	10:15 ~ 10:20
少年自然の家	10:25 ~ 10:30
堂成（福祉バス庫前）	10:40 ~ 10:50
総野集会所	10:55 ~ 11:00
新宮公民館	11:15 ~ 11:25
銅山川橋南側	11:30 ~ 11:35
4/22 (日)	
新宮バス停（新宮橋）	9:00 ~ 9:10
大窪集会所	9:25 ~ 9:30
旧西庄小学校入口	9:40 ~ 9:45
中上集会所	9:55 ~ 10:00
嵯峨野（横野バス停）	10:15 ~ 10:20
泉田集会所	10:30 ~ 10:40
旧寺内小学校	10:45 ~ 10:55
天の滝橋	11:05 ~ 11:15
上山簡易郵便局前	11:20 ~ 11:30
中村集会所	11:35 ~ 11:40
新宮公民館	11:50 ~ 12:00

4/19 (木)	
中之庄公民館	9:00 ~ 9:10
光明集会所	9:20 ~ 9:30
山田集会所	9:40 ~ 9:50
具定集会所	10:00 ~ 10:15
東寒川集会所	10:25 ~ 10:35
寒川公民館	10:45 ~ 10:55
住吉神社	11:05 ~ 11:20
寒川中部集会所	11:30 ~ 11:40
4/20 (金)	
寒川西集会所	9:00 ~ 9:10
西寒川集会所	9:20 ~ 9:35
恵之久保集会所	9:45 ~ 9:55
実相寺下駐車場	10:00 ~ 10:10
大町集会所	10:15 ~ 10:25
豊岡公民館	10:35 ~ 10:50
長田分館	10:55 ~ 11:05
長田西集会所	11:15 ~ 11:25
コミュニティ楠木	11:35 ~ 11:45
土居地域	
4/23 (月)	
木ノ川集会所	9:10 ~ 9:20
関川公民館	9:30 ~ 9:40
上泉集会所	9:50 ~ 10:00
内の川集会所	10:05 ~ 10:15
関集会所	10:25 ~ 10:35
高曽根橋北	10:45 ~ 10:55
大境	11:05 ~ 11:15
上北野集会所	11:25 ~ 11:35
下北野集会所	11:45 ~ 11:55
大谷荘	12:05 ~ 12:10
4/24 (火)	
土居庁舎	9:10 ~ 9:20
東畑野集会所	9:30 ~ 9:40
下畑野集会所	9:50 ~ 10:00
西土居集会所	10:10 ~ 10:20
入野御旅所	10:30 ~ 10:40
井の森集会所	10:50 ~ 11:00
土居駅前消防車庫	11:10 ~ 11:20
ユーホール北駐車場	11:30 ~ 11:40
上代集会所	11:50 ~ 12:00
飯武集会所	12:10 ~ 12:20
4/25 (水)	
上談集会所	9:10 ~ 9:20
蕪崎南集会所	9:30 ~ 9:40
出店集会所	9:50 ~ 10:05

4/13 (金)	
中上集会所	10:45 ~ 10:55
妻鳥上集会所	11:05 ~ 11:20
石川自治会館	11:40 ~ 11:50
古下田集会所	12:00 ~ 12:10
川滝公民館	12:20 ~ 12:30
中組集会所	12:40 ~ 12:50
4/29 (日・祝)	
大門コミュニティセンター	9:00 ~ 9:15
山田井平木公会堂	9:25 ~ 9:40
川之江文化センター	9:50 ~ 10:05
妻鳥公民館	10:15 ~ 10:35
上分公民館	10:45 ~ 10:55
金田公民館	11:05 ~ 11:15
半田熊野神社	11:25 ~ 11:35
川滝公民館	11:45 ~ 11:55
川之江ふれあい交流センター（川之江会館東隣）	12:15 ~ 12:35
伊予三島地域	
4/16 (月)	
山上集会所	9:00 ~ 9:10
戸川公園	9:20 ~ 9:30
上柏集会所	9:40 ~ 9:50
平田集会所	10:00 ~ 10:10
一貫田集会所	10:20 ~ 10:30
松柏園集会所	10:40 ~ 10:50
松柏公民館	11:00 ~ 11:10
三島公民館	11:20 ~ 11:30
4/17 (火)	
村松老人憩の家	9:00 ~ 9:10
村松公民館	9:20 ~ 9:30
中央駐車場（本町）	9:45 ~ 9:55
浜集会所	10:05 ~ 10:15
金子ブルータウン集会所	10:25 ~ 10:35
石床集会所	10:45 ~ 10:55
六塚集会所	11:05 ~ 11:15
八幡神社（上秋則）	11:25 ~ 11:35
4/18 (水)	
藤原熊野神社	9:30 ~ 9:35
上猿田集会所	10:05 ~ 10:10
寒川山集会所	10:30 ~ 10:35
上小川集会所	10:50 ~ 11:00
長野集会所	11:15 ~ 11:20

川之江地域	
4/9 (月)	
長須集会所	9:00 ~ 9:10
宮ノ谷集会所	9:25 ~ 9:40
農人町集会所	9:50 ~ 10:05
川原町公会堂	10:15 ~ 10:30
鉄砲町集会所	10:40 ~ 10:55
大門コミュニティセンター	11:05 ~ 11:15
東大門集会所	11:25 ~ 11:35
天生津自治会館	11:45 ~ 11:55
宝洞山集会所	12:05 ~ 12:15
4/10 (火)	
川之江西老人つどいの家	9:00 ~ 9:10
栄橋通り集会所	9:20 ~ 9:30
川之江ふれあい交流センター（川之江会館東隣）	9:40 ~ 9:55
川之江文化センター	10:05 ~ 10:15
小山公園入口	10:25 ~ 10:40
坂ノ口集会所	10:50 ~ 11:00
荒神社	11:10 ~ 11:25
古城集会所	11:35 ~ 11:50
山田井平木公会堂	12:00 ~ 12:10
4/11 (水)	
金生公民館	9:00 ~ 9:10
春日公会堂	9:20 ~ 9:35
川原田集会所	9:45 ~ 9:55
丸山自治会館	10:05 ~ 10:15
上分公民館	10:25 ~ 10:40
金沢集会所	10:50 ~ 11:00
城南南集会所	11:10 ~ 11:20
4/12 (木)	
金田公民館	9:00 ~ 9:10
西金川公会堂	9:15 ~ 9:25
東金川集会所	9:35 ~ 9:45
平山集会所	9:55 ~ 10:05
半田熊野神社	10:15 ~ 10:25
森と湖畔の公園駐車場	10:35 ~ 10:45
柴生公会堂	10:55 ~ 11:05
棒賀集会所	11:15 ~ 11:25
下川集会所	11:30 ~ 11:40
4/13 (金)	
新浜会館	9:00 ~ 9:10
妻鳥平木集会所	9:20 ~ 9:30
綿市集会所	9:40 ~ 9:50
松木公会堂	10:00 ~ 10:10
妻鳥公民館	10:20 ~ 10:35

市民向け出前ミニ手話教室

あなたの近くに出向きます。地域における手話普及のため、手話の出前教室を開催します。

内自己紹介、手話歌など
対会社、病院、施設、個人、グループなど

※日時や場所については要相談
講手話サークルのぎく

申問ボランティア市民活動センター
28・6039

募集

本市で勤務してくれる 医学生（奨学生）募集

地域医療を支える君の力を応援します！

将来、医師として本市の指定医療機関に勤務する意思のある医学生に対し、修学に必要な資金の貸し付けを行います。

市内の指定医療機関で貸付期間と同期間勤務すれば、奨学金の返済は免除されます。

貸付金額

- 修学資金奨学金 月額20万円
- 入学資金奨学金 50万円以内

（入学金などとして大学に納める額）
対入学生及び在學生で、本人または保護者などが市民の方

定1名
募 4月2日（月）～6月29日（金）

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください

申問保健推進課 地域医療対策室
28・6157

国際交流ビジョン委員会 委員募集

市では、平成26年2月に「四国中央市国際交流ビジョン」を策定し、さまざまな事業を実施しています。このビジョンの前期施策及び事業の点検・評価を行い、後期の施策実施に反映するため、四国中央市国際交流ビジョン委員会委員の一部を募集します。

任期 6月1日から

※審議会は年3回程度開催

報酬 審議会1回につき7200円

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方

○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方

○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

定1名

募 4月2日（月）～4月27日（金）

申住所、氏名、年齢、連絡先、応募の

理由、国際交流などの経験、地域の国際化に関する考え方（400字程度）を明記し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかで提出してください（様式自由）。

選考方法

書類選考し、結果は応募者全員に文書でお知らせします。なお、応募書類は返却しません。

申問地域振興課 28・6014

〒799・0497

三島宮川4・6・55

FAX 28・6057

kokusai@city.shikokuchuo.ehime.jp

初心者向け手話教室 受講生募集

手話を勉強したい方、手話を通してボランティア活動してみたい方、気軽にご参加ください。お子さまも一緒にどうぞ。

日 4月18日～5月16日（毎週水曜日・全5回）19時30分～20時30分

場 川之江文化センター1階 会議室

円 無料

講 手話サークルのぎく

申 問 ボランティア市民活動センター

28・6039

点字教室（パソコン点訳） 受講生募集

初心者の方を対象に、点訳の初歩から簡単な手紙が書ける程度までを学習します。

点字やすらぎ会

日 6月7日～7月12日（毎週木曜日・全6回）19時30分～21時

場 福祉会館1階 ボランティア室

持 パソコン（貸し出し可）

募 6月7日（木）まで

円 無料

点字サークルはなびら

日 6月2日～6月30日（毎週土曜日・全5回）14時～16時

場 川之江文化センター1階 会議室

持 パソコン（貸し出し可）

募 5月31日（木）まで

円 無料

申 問 ボランティア市民活動センター

28・6039



全日本中学生水の作文コンクール愛媛大会 作文募集

「水の日（8月1日）」、「水の週間（8月1日～7日）」の行事の一環として、次代を担う中学生を対象に、広く水に対する関心を高め、その理解を深めることを目的に実施している作文コンクールです。

優秀作品は、知事賞を贈呈するとともに、国が実施する「全日本中学生水の作文コンクール」中央審査に推薦します。

テーマ 水について考える

※作文の題名は自由です
対県内在住の中学生（平成30年度に在学中の方）

募5月9日（水）まで

申400字詰め原稿用紙4枚以内（題名、学校名、学年、氏名を含む）の作文を、郵送または持参により左記のいずれかに提出してください。

※コピー、ファクスでの提出は不可
提出先

○県水資源対策課

〒790・8570

松山市一番町4・4・2

○水道総務課

〒799・0401 村松町236

※詳しくは、県ホームページをご覧ください

問県水資源対策課

089・912・2680

JICAボランティア募集

今、世界約70か国で千を超える仕事が必要とされています。あなたの技術と経験を開発途上国で生かしてみませんか。現地の人々と協力しながら、人づくり、国づくりに協力します。詳しくは、JICAボランティアホームページをご覧ください。

応募資格

○青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア

昭和53年5月2日から平成10年10月1日生まれの日本国籍をお持ちの方

○シニア海外ボランティア及び日系社会シニア・ボランティア

昭和23年5月2日から昭和53年5月1日生まれの日本国籍をお持ちの方

募4月2日（月）～5月1日（火）

※JICAボランティアホームページから応募する場合は、5月1日（火）正午まで

※郵送で応募する場合は、5月1日（火）必着（応募書類は、JICAボランティアホームページからダウンロードできます）

問JICAボランティア募集事務局

03・6734・1242

JICA四国

087・821・8825

障がいのある方へ

軽自動車税の減免などについて

身体障がい者本人などが所有する軽自動車で、一定の条件を満たす場合は、申請により税金が減免されます（自動車税（県税）を含め一人1台まで）。

持身体障害者手帳などの手帳類、印鑑（認め印）、車検証、運転免許証、個人番号がわかるもの（通知カード、個人番号カードなど）

※その他の証明などが必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください

申請期間

4月2日（月）～5月24日（木）

申本庁税務課、川之江・土居・新宮窓口センター

軽自動車税の納期限 5月31日（木）

※納付書は5月中旬ごろ発送予定です

問税務課 諸税係 28・6010

平成30年度の移動支援チケット（しこちゅくおでかけチケット）を4月2日（月）からお渡しします

タクシーや登録車両への給油に利用できるチケットを、対象者一人につき1冊（額面200円の35枚つづり）お渡しします。紛失しても再発行はできません。

また、平成29年度のチケット（若草色）は、4月1日（日）以降は利用できません。

対市内在住の方で

○身体障害者手帳1級及び2級の方

○療育手帳A及びBの方

○精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方

※施設に入所または入院中の方は除く
持各障害者手帳、印鑑（認め印）、登録する車両のナンバーがわかるもの
※代理申請の場合は、代理人の身分を証明するもの

申本庁生活福祉課、川之江・土居・新宮福祉窓口

問生活福祉課 障がい福祉係
28・6023

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険に加入されると、医療費の窓口負担が原則1割となり、保険料も現在の国民健康保険料などに比べて安くなる場合があります。ただし、これらは所得や世帯構成により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問国保医療課 後期高齢者医療係

28・6017

障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
パソコン文字入力講座 ※要事前申し込み	4/13(金)・4/20(金)・ 4/27(金) 10:00～12:00	商工会館1階 会議室	障がいピアサポート センター 24-0439
県委託療育等支援事業 (講師派遣など)	随時	支援の必要な方が通う事業所・ 幼稚園・保育園・学校など	澄心ばればれ 080-4659-8014
発達に心配がある未就園・未就学 のお子さんの親子あそびと相談 (発達支援課事業)	週2回(火・金曜日)	みしま児童センター・ 川之江児童館	澄心ばればれ 080-4659-8014
障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9:00～17:30	サンハイツ三島中央1階 (三島中央3-13-12)	ジョブあしすとUMA 23-6558(ファクス兼)

相談

もの忘れチェック体験(無料)

心配なもの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。1人5分程度で簡単にできます！

日時	場所
4/4(水)・5/2(水) 13:30～15:00	高齢介護課 (福祉会館2階)
4/10(火) 13:30～15:00	土居庁舎 福祉窓口

※予約不要

問 高齢介護課 地域包括支援センター
※ 6147



ほっとひといきみかんカフェ(無料)

認知症の方は、自分が認知症だと気付くと外出する気力が減少することがあります。ご家族も「周囲に迷惑をかけてしまう」と外出先に迷う方もいらっしゃると思います。

このような悩みや経験を持つ方同士で、認知症に共に向き合うことを目的に、今年度も左記のとおり「みかんカフェ」を開催します。

日 毎月第4日曜日 10時～12時

場 豊寿園(土居町津根2639)、三島の杜(上柏町202・1)、山田井の郷(金生町山田井887・2) など

※平成30年度の第1回目は、4月22日(日)にグループホームいしかわ(上分町861・20)で開催します
問 グループホームいしかわ
58・0065

認知症の語り(無料)

日 4月20日(金) 13時30分～15時

(原則毎月第3金曜日に開催)

場 中之庄公民館

内 参加者同士の交流・情報交換、医療・福祉職による勉強会など

問 認知症の人と家族の会愛媛県支部
080・3740・0697(大澤)

オレンジカフェ

日 4月18日(水) 13時30分～15時30分

(原則毎月第3水曜日に開催)

内 専門家と一緒に、楽しく認知症の理解を進めるための学習や予防、相談活動を行います。

円 100円(お茶・お菓子付き)

場 問 生協宇摩診療所 25・0114

(寒川町2912・1)

青少年の生活悩み相談(無料)

日 9時～20時の間で随時

内 電話または面接

対 15～20歳の方または保護者など

場 申 問 自立援助ホームていで

74・3538

(土居町小林18・3)

無料法律相談

日 5月7日(月) 10時～15時

※受付時間【午前】10時～11時30分

【午後】13時～14時30分

場 松山地方裁判所西条支部2階

(西条市明屋敷165)

相談者

愛媛弁護士会西条支部所属の弁護士

問 松山地方裁判所西条支部

0897・56・0652

4月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※要予約会場の受付は相談日前日 17:15 まで		
4/ 3 (火) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階	社会福祉協議会 28-6127
4/10 (火) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館1階 相談室3	
4/17 (火) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階	
4/20 (金) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館1階 相談室3	
4/25 (水) 13:30 ~ 15:30	土居福祉センター※要予約	
5/ 1 (火) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階	
5/10 (木) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館1階 相談室3	

司法書士相談 ※相談日前日 17:15 までに要予約		
4/ 5 (木) 13:00 ~ 16:00	福祉会館1階 相談室2・3	社会福祉協議会 28-6127
4/11 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江文化センター1階	
5/ 2 (水) 13:00 ~ 16:00	福祉会館1階 相談室2・3	
5/ 9 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江文化センター1階	

人権相談		
4/ 2 (月) 13:00 ~ 15:00	川之江文化センター4階	人権施策課 28-6073
4/10 (火) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館1階 研修室	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	松山地方法務局四国中央支局 23-2407	

年金出張相談 ※要予約		
4/12 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター4階	新居浜 年金事務所 (0897) 35-1445
4/26 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター4階	
5/10 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター4階	
5/24 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター4階	

行政相談		
4/ 2 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館1階 相談室1	総務課 28-6002
4/ 9 (月) 9:00 ~ 12:00	土居庁舎1階 会議室	
4/10 (火) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館1階 研修室	
4/17 (火) 13:30 ~ 15:30	川之江文化センター2階	
4/23 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館1階 相談室1	
5/ 1 (火) 10:00 ~ 12:00	福祉会館1階 相談室1	
5/ 7 (月) 9:00 ~ 12:00	土居庁舎1階 会議室	
5/ 9 (水) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館1階 研修室	

一般・消費・DV相談(相談窓口)		
4/ 3 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館1階 研修室	市民くらしの相談課 28-6143
4/ 5 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
4/10 (火) 9:00 ~ 11:30	土居庁舎1階 会議室	
4/12 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
4/19 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
4/26 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
5/ 1 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館1階 研修室	
5/ 8 (火) 9:00 ~ 11:30	土居庁舎1階 会議室	
5/10 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター1階	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	市民くらしの相談課 (本庁2階)	

暴力団相談		
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893	

障がいのある方へ 指定相談支援事業所

基幹相談支援センター	TEL 28-6154 受付 8:30 ~ 17:15
澄心そうだんさぼーと	TEL 22-3311 受付 9:00 ~ 18:00
光と風	TEL 22-4020 受付 9:00 ~ 17:00
障がい者相談支援センター	TEL 28-6135 受付 8:30 ~ 17:15
ひまわり	TEL 22-3802 受付 8:00 ~ 17:00
相談サポート 優	TEL 72-8080 受付 8:30 ~ 17:30
四つ葉	TEL 57-0426 受付 9:00 ~ 18:00
市児童発達支援センター	TEL 28-6266 受付 8:30 ~ 17:15
相談さぼーと 夢の種	TEL 29-5503 受付 9:00 ~ 18:00

今月の納期

保育園保育料 4月分
幼稚園使用料 4月分
市営住宅使用料 4月分
市営住宅駐車場使用料 4月分
※納期限 5月1日(火)

水道料金 3月分
下水道使用料 3月分
※納期限 4月10日(火)



携帯電話と光回線の契約は 要注意!

新生活を始め、新居で光回線契約を結ぼうと考えている方も多いと思います。

携帯電話と光回線のセットで「今より安い」「セットで契約すると値引き」「キャッシュバック」「ポイントサービス」などの特典を強調され、契約内容を十分理解せず契約した結果、トラブルになるケースが増加していますので、ご注意ください。

相談事例

○スマートフォン機種変更をしよう
と思いい販売店に行くと、「光回線をセットで契約すれば、スマートフォン月額料金が安くなる」と言われた。通信費が安くなると思ったので契約したが、届いた請求書を見ると、知らないオプションサービスが付いており、かえって高くなっていた。

○家電量販店で「スマートフォン通信料を毎月2千円値引きするので、2年間で5万円近く安くなる」と誘われ、他社に乗り換えた。2か月経っても値引きされないで通信事業者に問い合わせると「代理店独自のサービスだろう」と言われ、対応してくれない。

アドバイス

○利用中の契約内容と比較・検討し、オプション内容も含め、わからない

ことは確認しましょう。

○セットで乗り換えの契約では、光回線の工事費や手数料、現在利用中の契約の解除料、端末の残債などの費用の確認も忘れないようにしましょう。

困った時はピピッと相談!

消費生活に関する相談窓口

市民くらしの相談課 28・6143
愛媛県消費生活センター
089・925・3700
消費者ホットライン 188



不動産無料相談(要予約)

日4月12日(木) 13時〜17時
場宇摩建設会館3階(三島宮川)
申相談日前日までの13時〜17時に電話予約(土・日曜日を除く)
申問愛媛県宅地建設取引業協会四国中央地区連絡協議会 24・2235

無料特許相談(要予約)

日5月7日(月) 13時〜16時
場四国中央商工会議所(旧川之江保健センター(金生町下分789・1))
申相談日の5日前までに電話予約
申問四国中央商工会議所 特許相談係
58・3530

職場の人権 パワーハラスメント

パワーハラスメントの現状

近年、職場のパワーハラスメントが社会問題化しています。平成28年度総合労働相談のうち、職場でのいじめ相談件数は7万917件で5年連続トップであり、5年前(平成23年度)の4万5939件と比べ、約50%増となっています。(厚生労働省個別労働紛争解決制度執行状況)

パワーハラスメントとは?

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為」を言います。「職場内の優位性」とは上司から部下という職務上の立場もあれば、大人数と少人数などさまざまなものが含まれます。また、「業務の適正な範囲を超えて」とありますが、厳しい指導の全てがパワーハラスメントに該当するわけではなく、業務上の適正な範囲内と認められるものは該当しません。

パワーハラスメントは人権問題

人種や民族、年齢などを理由とした差別は、人権問題であると広く認められています。パワーハラスメントも相手の人権を無視した不快感を与える行為であり、人権問題の一つ

です。業務の適正な範囲を超えた個人の尊厳を不当に傷つけるような行為は人権侵害です。

○予防するためには?

従業員全員が、パワーハラスメントについて十分に理解し、その防止に努めることが望まれます。また、日々のコミュニケーションの中で誤解が生じないように十分に注意するとともに、お互いを尊重し、理解し、自らの行為がパワーハラスメントになっていないか振り返ることも重要です。

パワーハラスメントを受けた人は、仕事だからと我慢しすぎないで、一人で悩まず、必ず上司や相談窓口にご相談しましょう。

問人権施策課 28・6073

人権の日学習会

日4月11日(水) 19時30分〜21時
場問川之江隣保館 28・6254

「リフレッシュゆるやかスローエアロビック」生徒募集

日4月19日〜平成31年3月(毎月3回の木曜日) 10時〜12時
内リズム運動、健康維持運動など
持ストレッチマット、上履き
円無料

講塩入久恵さん(県エアロビック連盟事務局長)

場申問土居隣保館 28・6356